

⑩ 第三者行為でケガや病気をしたときは届け出が必要です

問 保険年金課 国民健康保険：(内線 140) 後期高齢者医療保険：(内線 143)

国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方が、交通事故など第三者(自分以外)から受けた傷病で保険証を使用して治療を受ける場合は、保険年金課または各支所保険福祉課へ届け出が必要です。

○第三者行為とは

相手がいる交通事故、傷害事件に巻き込まれた、他人の飼い犬にかまれた

○このような場合も届け出が必要です

自損事故を起こした車に同乗していた、相手が不明の事故

自身の過失が大きい事故(過失の割合に関係無く提出の義務があります)

○保険証が使えないとき

通勤中や業務中の負傷(労災保険の対象となります)

飲酒運転や無免許運転、泥酔による負傷など

⑪ ふるさとまつり in かさまを開催します

問 笠間市商工会友部事務所 Tel 0296-77-0532

商工会、農協、社会福祉協議会などによる模擬店やPR ブースの出展や、さまざまなステージイベントが行われます。子どもも大人も楽しめますので、ぜひお越しください。

当日は開催に伴い、交通規制を行います。付近にお住まいの方や通行される方には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

日時 10月19日(土)・20日(日) 各日午前9時～午後4時

※市役所庁舎前駐車場と第一駐車場は午前8時30分から一般開放します。

場所 友部公民館(笠間市中央 3-3-6)

